

予防接種健康被害救済制度の障害年金の支給額の誤りについて

予防接種法に基づく予防接種を受けた方に健康被害が生じた場合、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、予防接種法に基づき、障害年金等が支給されます。

また、予防接種を受けたことによる障害に関し、別途、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別障害者手当が支給される場合には、予防接種の障害年金からその全額を控除することとされています。今回1名の方についてその控除額を誤って算定していたため、障害年金に過払いが生じていることが判明しました。そのため、過払い分のうち直近5か年分の返還をお願いすることとなりました。

1 経過

令和4年1月14日	担当職員が別件で予防接種健康被害救済制度に関する法令を確認していたところ、法令の読み間違いをしていたことに気づきました。すぐに障害年金の支給対象者について確認したところ、A様（1名）の支給額が平成27年8月分から誤っていたことが判明しました。
令和4年1月19日	A様にまず電話で謝罪し、詳しい内容をご説明するため訪問させていただくことについてお願い申し上げます。
令和4年1月26日	A様の自宅を訪問し、改めて謝罪し内容をご説明のうえ、過払い分の返還をお願い申し上げます。A様からは、過払い分の返還についてご了承をいただきました。

※今回の間違いを受け、障害年金を支給している方全員の支給額を確認し、本件以外に間違いはないことを確認しました。

2 誤りの内容等

- (1) 対象者 1名
- (2) 控除する手当 特別障害者手当
- (3) 本来控除すべき額 手当の全額
- (4) 実際に控除した額 手当の40%に相当する額
- (5) 誤って支給していた期間 平成27年8月分から令和3年12月分まで
- (6) 過払い額合計 1,248,402円
- (7) 返還を求める額 975,744円（※）

※過払い額の一部は時効が適用され、返還を求める額は支払日から5年を経過していないものとなります。

（裏面あり）

3 誤りの原因

根拠法令（予防接種法施行令第13条）の読み間違いによるものです。（以下に参考として条文掲載）
「若しくは」「又は」の使い方を正しく理解していなかったため、条文末尾の「百分の四十」が、「又は」の前に列挙されている「特別障害者手当の額」にもかかるものと誤読してしまいました。

4 再発防止策

- (1) 法令用語の使用基準のうち、主に接続詞の使い方について、改めて職場内で確認を行います。
また、法令に関する解説書や国のQA等が発出されている場合は、合わせて確認し、読み間違いがないかを必ずチェックします。
- (2) 予防接種健康被害救済制度の新規申請時や法改正時など、新たに法令根拠を適用する時は、法令の読み方について間違いがないかチェックシートを用いて確認した上で、複数の職員でダブルチェックを行います。

【参考】予防接種法施行令（一部抜粋）

（A類疾病に係る定期の予防接種等に係る障害年金）

第十三条

5 法第十六条第一項第三号の規定による障害年金を受ける者について、予防接種を受けたことによる障害に関し、特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定により特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当が支給されるとき、国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の規定により福祉手当が支給されるとき、又は国民年金法第三十条の四の規定による障害基礎年金が支給されるときは、同号の規定による障害年金の額は、前三項の規定にかかわらず、前三項の規定により算定した額から同号の規定による障害年金の支給期間中の各年に支給される**特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の額若しくは福祉手当の額又は障害基礎年金の額の百分の四十に相当する額を控除して得た額とする。**

お問合せ先

健康福祉局健康安全課長 船山 和志 Tel 045-671-2442